

復興庁設置法（平成23年12月16日法律第125号）の概要

1 設置

内閣に、復興庁を置く。

2 任務及び所掌事務

（1）任務

復興庁は、東日本大震災復興基本法の基本理念にのっとり、

- ① 東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること
- ② 主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする。

（2）所掌事務

復興庁は、（1）の①及び②の任務を達成するため、それぞれ以下①及び②の事務をつかさどる。

① 総合調整事務

- ・ 東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整

② 分担管理事務

- ・ 東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業の統括及び監理
- ・ 東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望の一元的な受理、当該要望への対応方針の策定、当該対応方針に基づく事業の改善又は推進等
- ・ 東日本大震災からの復興に関する事業を以下により実施
 - ア 必要な予算を一括して要求及び確保
 - イ 実施計画の策定
 - ウ 事業を自ら執行又は関係行政機関に予算を配分すること等により執行させる
- ・ 東日本大震災からの復興に関し、関係地方公共団体に対し、情報提供、助言等の協力
- ・ 東日本大震災復興特別区域法の施行事務
- ・ 福島復興再生特別措置法の施行事務
- ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行事務
- ・ その他東日本大震災からの復興に関する施策に関すること 等

3 組織

(1) 復興庁の長、復興大臣、副大臣及び大臣政務官

- ① 復興庁の長は、内閣総理大臣とする。
- ② 復興庁に、復興大臣を置く。復興大臣は、内閣総理大臣を助け、復興庁の事務を統括する。復興大臣は関係行政機関の長に対する勧告権を有し、関係行政機関の長は復興大臣の勧告を十分に尊重しなければならない。
- ③ 復興庁に、副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣・大臣政務官を兼務する副大臣・大臣政務官を置くことができる。復興大臣が指定する副大臣・大臣政務官が、各復興局を担当する。

(2) 復興推進会議

復興庁に、内閣総理大臣を議長、復興大臣を副議長とし、全ての国務大臣等で構成される復興推進会議を置く。

(3) 復興推進委員会

復興庁に、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者からなる復興推進委員会を置く。

(4) 復興局

復興庁に、地方機関として、復興局を置き、その名称、位置及び管轄区域は政令で定める。復興局は、東日本大震災からの復興に関する各種の事業の推進に関し、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員、民間事業者等が参加して必要な協議、調整を行うための組織体に関する事務を含む復興庁の所掌事務を分掌する。

4 設置期限

復興庁は、別に法律で定めるところにより、令和13年3月31日までに廃止するものとする。